入札説明書　添付６

国道 49 号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業

事業費の算定及び支払方法

令和７年 10 月

国土交通省東北地方整備局

国道 49 号富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「ＰＦＩ法」という。）の定める手続きにより、東北地方整備局が実施するものである。東北地方整備局は、本事業を適正かつ確実に実施した場合の対価である事業費を事業者に支払うものとし、以下にその算定方法と支払方法を示す。

なお、本記載内容において用いられる用語は、別段の定めがないかぎり「事業契約書」（入札説明書 添付１－１及び１－２）別紙２に記載する用語の定義に定めるところによる。

第１ 事業費の構成

１． 事業費の構成

事業費は、本施設の整備業務の実施に係る費用（以下「施設整備費」という。）、維持管理対象施設の維持管理業務の実施に係る費用（以下「維持管理費」という。）及び本事業を実施するために事業者が必要とする費用（以下「その他費用」という。）から構成されるものとする。

各費用の概要は、次の（１）から（３）のとおりとする。

（１） 施設整備費

施設整備費は、施設費及び割賦手数料から構成されるものとする。

① 施設費

施設費（割賦原価）は、事業契約の締結日から本施設の引渡日（同日を含む。以下同じ。）までに事業者が整備業務の実施のために要する費用とする。なお、事業者の開業に伴う費用や事業契約の締結日から本施設の引渡日までの事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）等、施設整備に関する初期投資と認められる費用については、施設費に含むものとする。

② 割賦手数料

割賦手数料は、それぞれ下記第２３．（１）①に定める回数による施設費の分割払いとした場合の割賦支払に必要な割賦金利とする。なお、割賦手数料は、事業者の税引前利益の一部を含むものとする。

割賦手数料の料率は、基準金利と事業者の提案による利ざや（スプレッド）の合計とする。基準金利の詳細は、下記第第２３．（１）②に示す。

（２） 維持管理費

維持管理費は、維持管理対象施設の維持管理開始日から事業期間の終了日までの事業期間中に生じる維持管理対象施設に係る点検業務、台帳作成・管理業務及び調整マネジメント業務（維持管理段階）に係る費用の総額とする。

（３） その他費用

その他費用は、維持管理対象施設の維持管理開始日から事業期間の終了日までの間に、本事業を実施するために事業者が必要とする費用及び事業者の税引前利益（上記（１）②に計上される部分を除く。）とする。

２．　事業費の内訳

事業費を構成する各費用の内訳は、下表に示すとおりとする。

項目		支払区分	費用の内容
事業費	施設整備費	施設費	調査・設計費 整備工事業務等費（既存支障施設の移設・解体撤去・復旧工事費（移設補償費を除く）を含む） 工事監理費 調整マネジメント費（設計段階・工事段階） 本施設の所有権移転業務費 事業者の開業に伴う費用 引渡日までの事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等） 融資組成手数料 建中金利 その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等
		消費税等	施設費に係る消費税等
		割賦手数料	資金調達に必要な融資等に係わる金利 事業者の税引前利益の一部
	維持管理費	点検・補修費	点検業務費 補修業務費
		台帳作成・管理費	台帳作成・管理業務費
		調整マネジメント費（維持管理段階）	調整マネジメント費（維持管理段階）
		消費税等	維持管理費に係る消費税等
	その他費用	その他の費用	引渡日以降の事業者の運営費 事業者の税引前利益（割賦手数料に計上される部分を除く）
		消費税等	その他の費用に係る消費税等

※表中にある「消費税等」とは、消費税及び地方消費税をいう。

第２　事業費の算定及び支払方法

１．　支払方法の基本的な考え方

事業者は、本事業において、本施設の整備から維持管理対象施設の維持管理までのサービスを事業者の責任により一体として提供するものであるため、東北地方整備局は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価を一体とし、原則として事業期間にわたり平準化して支払うものとする。

２．　支払方法の基本的事項

東北地方整備局は、事業費について、下記第３で算定された各費用の支払額及びその各々にかかる消費税等を、原則として、毎回、東北地方整備局が事業者からの請求を適法に受理した後 30 日以内に、かつ各年度末の翌月末までに支払う。

具体的には、施設整備費、維持管理費及びその他費用の第１回目支払時期は、令和 16 年４月 30 日までとする。

なお、本施設の工期短縮に基づく早期完成・引渡しに伴い、維持管理対象施設の維持管理開始日が令和 15 年４月１日以前となった場合には､予算措置が行われることを条件として、下記第３　事業費の確定に基づき確定した施設整備費、維持管理費及びその他費用について、第１回目の支払時期を本施設引渡し年度の翌年度４月 30 日までとして支払うものとする。

３．　各費用の支払額の算定及び支払方法

事業費を構成する各費用の各回の支払額は、次の（１）から（３）のとおり算定する。

なお、本施設の工期短縮に基づく早期完成・引渡しに伴い、維持管理業務開始日が令和 15 年４月１日以前となった場合には、予算措置が行われることを条件として、下記（１）から（３）に関する支払時期及び費用の見直しを検討するものとする。

（１）　施設整備費

①　施設費

施設費（割賦原価）は、令和 15 年４月１日（引渡し年度の翌年度４月１日）以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額の合計（施設整備費）が均等になるよう、年１回、全 16 回に分けて支払う。各回の支払額は、次のとおりする。

・施設費の各回支払額 ＝ 契約書内訳の施設費全額の１/16

②　割賦手数料

割賦手数料は、施設費とともに、令和 15 年４月１日（引渡し年度の翌年度４月１日）以降事業期間にわたり、年１回、全 16 回に分けて支払う予定である。

各回の支払額は、上記①に示すとおり施設費を支払うものとして、第１１．（１）②に示す割賦手数料の料率に基づき算定する。

ア　割賦手数料の計算期間

割賦手数料の計算期間は、各支払期の期初（４月１日）から期末（３月 31 日）とする。なお、第１回目の割賦手数料の計算期間は、令和 15 年４月１日（引渡し年度の翌年度４月１日）から令和 16 年３月 31 日（引渡し年度の翌年度３月 31 日）までとする。

イ　基準金利

当初の基準金利（以下「当初基準金利」という。）は、本施設の引渡予定日の 2 銀行営業日前の日（以下「当初金利確定日」という。）に確定することとし、第 16 回の支払いまで適用する。当初基準金利は令和 23 年 3 月 31 日の 2 営業日前（以下「見直し金利確定日」という。）に見直しを行うものとし、当初基準金利の料率と当該見直した基準金利（以下「見直し基準金利」という。）の料率が異なる場合は、見直し基準金利を第 9 回目以降の支払いに適用し、割賦手数料の契約変更を行うものとする。

ただし、基準金利の算定結果がマイナスとなった場合、基準金利はゼロとする。

当初基準金利の料率は、当初金利確定日に財務省より公表される国債金利 8 年物を基準金利とし、見直し基準金利の料率は、見直し金利確定日に財務省より公表される国債金利 8 年物を基準金利とする。

割賦手数料の料率は、これに事業者の提案による利ざや（スプレッド）を足したものとするが、見直し金利確定日における利ざやの再提案は認めない。

なお、入札時の割賦手数料の算定に用いる基準金利については、入札公告日における国債金利 8 年物とし、当該基準金利を全支払期（全 16 回）に適用する。

（２） 維持管理費

維持管理費は、令和 15 年４月１日（引渡し年度の翌年度４月１日）以降事業期間にわたり、年１回、全 16 回の支払とし、原則として各回同額を支払うものとする。

（３） その他費用

その他費用は、令和 15 年４月１日（引渡し年度の翌年度４月１日）以降事業期間にわたり、年１回、全 16 回の支払とし、原則として各回同額を支払うものとする。ただし、上記のとおり、引渡日までの事業者の運営費は施設費に含めるものとする。

（４） 消費税等

入札にあたっての消費税等（消費税及び地方消費税）については、事業費を構成する施設整備費、維持管理費、その他費用全ての見積価格の合計額（税抜）に対し、その相当額を算定する。なお、第１　２の表に定める支払区分別の対価毎に、支払期ごとの消費税等を算定するにあたり、それぞれ１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、入札にあたっての消費税等（消費税及び地方消費税）の差額として生じた端数は、すべて第１回支払額に合算する。

（５） １円未満端数の取扱

入札にあたっては、第１　２の表に定める支払区分別の対価毎（消費税等を除く。）に、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号）第２条に基づき、１円未満の端数を処理する。

第３　事業費の確定

事業費は、その内訳を各段階において精査し、本施設引渡日の 30 日前までに確定するものとする。ただし、基準金利及び物価変動を改定する場合を除くものとする。

１．　事業契約締結後 14 日以内

事業契約書の定めるところにより、契約金額をもとに事業費の内訳を算定する。

２．　詳細設計業務完了時

事業契約書の定めるところにより、詳細設計業務の結果を踏まえ事業費の内訳を精査し、１．で算定した事業費の内訳を修正する。なお、工事費のうち既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務費及び整備工事業務費に関しては工事費合意書に基づき事業費を確定する。

３．　事業費確定に係る資料の提出

事業者は、事業費確定に係る資料を、本施設の引渡予定日の２年前までに、東北地方整備局に提出するものとする。東北地方整備局は、提出された事業費確定に係る資料の内容を確認し、事業費又は事業費の内訳に変更若しくは増減がある場合は、事業契約書の定めるところにより、引渡予定日までに事業費を変更し事業費の内訳を確定する。

第４　事業費の改定

１．　基本的考え方

第３　により確定した施設整備費については、基準金利の確定日までの金利変動相当分、見直し基準金利の確定日までの金利変動相当分、及び下記２.による改定を除き、原則として改定を行わない。

維持管理費及びその他費用については、年度毎に見直すものとする。この見直しは、物価変動、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、ＰＦＩ手法に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、国民の負担を原資とする東北地方整備局の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、東北地方整備局及び事業者が協議して行う。

なお、要求水準の変更その他により必要に応じて、東北地方整備局及び事業者が協議の上、事業費の改定を行うことができるものとする。

また、改定の結果、１円未満の端数が生じた場合は、第２３．（５）による処理を行う。

２．　施設整備費の物価変動に基づく改定

（１）　施設整備費の物価変動に基づく改定

①　改定方法

ア　東北地方整備局又は事業者は、整備期間内で本事業契約の締結日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により施設費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して施設整備費の変更を請求することができる。

イ　東北地方整備局又は事業者は、アの規定による請求があったときは、変動前残施設費（施設整備費から当該請求時の出来形部分に相応する施設整備費を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残施設費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残施設費に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残施設費の 1000 分の 15 を超える額及びこれに伴う資金調達に係る金利等の増減を含め、変更に応じなければならない。

ウ　変動前残施設費及び変動後残施設費は、請求のあった日を基準とし、工事費合意書の記載事項、物価指数等に基づき東北地方整備局及び事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日又は東北地方整備局及び事業者が合意した延長期間以内に協議が整わない場合にあっては、東北地方整備局が定め、事業者に通知する。

エ　アの規定による請求は、本改定方法の規定により施設整備費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、アに「本事業契約の締結日」とあるのは「直前の本改定方法に基づく施設整備費変更の基準とした日」とするものとする。

オ　特別な要因により整備期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備費が不適当となったときは、東北地方整備局又は事業者は、前各項の規定によるほか、施設整備費の変更を請求することができる。

カ　予期することのできない特別の事情により、整備期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設整備費が著しく不適当となったときは、東北地方整備局又は事業者は、アからオまでの規定にかかわらず、施設整備費の変更を請求することができる。

キ　オ及びカの場合において、施設整備費の変更額については、変更に伴う資金調達に係る金利等の増減も考慮し東北地方整備局及び事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、東北地方整備局が定め、事業者に通知する。

ク　ウ及びキの協議開始の日については、東北地方整備局が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、東北地方整備局がア、オ又はカの請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、東北地方整備局に通知することができる。

３．　維持管理費及びその他費用の物価変動に基づく改定

（１）　対象となる費用

維持管理費及びその他費用

（２）　改定時期

①　改定指標の評価

毎年４月 10 日時点で確認できる最新の指標により評価を行う。

②　対価の改定

原則として、翌年度の４月１日以降の維持管理営費及びその他費用の支払いに反映する。

なお、第１回目の支払額については、本事業契約の締結日の属する年度の４月 10 日と引渡予定日の属する年度の４月 10 日の指標により、改定を行う。

（３）　改定方法

前回改定時（第１回の支払については本事業契約の締結日の属する年度の４月１日）の指標に対して、現指標が３ポイント以上変動した場合に、維持管理費及びその他費用の改定を行う。本事業契約の締結以降、対価を改定していない費用については、本事業契約の締結日の属する年度の４月 10 日時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標をみなす。

①　改定指標

改定指標として使用する指標は次のとおりとする。

費目	業務科目	使用する指標
維持管理費	点検・補修費	「企業向けサービス価格指標」：土木建築サービス（物価指数月報：日銀調査統計局）
	台帳作成・管理費	
	調整マネジメント費（維持管理段階）	「企業向けサービス価格指標」：その他の専門サービス（物価指数月報・日銀調査統計局）
その他費用	その他の費用	「企業向けサービス価格指標」：その他の専門サービス（物価指数月報・日銀調査統計局）

費用については、初年度に支払われる対価を基準額とし、以下の算定式に従って年度ご

とに対価を確定する。なお、改定率に小数点以下第４位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

② 改定率及び計算方法

ＡＰ‘ｔ ＝ＡＰｔ ×（ＳＰＰＩｎ / ＳＰＰＩｍ）

ただし｜今回評価時の指標 － 前回改定時の指標｜ ≧ ３ポイント

ｍ ： 前回改定時年度（契約後未改定の場合は、事業契約締結年度）

ｎ ： 今回評価時年度

ｔ ： 今回費用改定をする対価の対象年度（ｔ：ｎ＋１，…、事業終了年度）

ＡＰ ｔ ： 改定前のｔ年度Ａ業務の対価

ＡＰ‘ ｔ ： 改定後のｔ年度Ａ業務の対価

ＳＰＰＩ ： Services Producer Price Index（企業向けサービス価格指数）

ＳＰＰＩｍ： 前回改定時の評価指標である、ｍ年度の価格指数

ＳＰＰＩｎ： 今回改定時の評価指標である、ｎ年度の価格指数

上記の算定式に従って、計算例を示すと次のとおりとなる。

（計算例）

前回物価改定時（又は初回支払い時）である令和 16 年度の支払いが 100 万円、前回改定時の指標である令和 15 年度の指数が 90、令和 17 年度の指数が 108 の場合：

令和 18 年度の改定率（令和 17 年度の物価反映）

＝令和 17 年度指数［108］÷令和 15 年度の指数［90］＝1.2

令和 18 年度の対価（改定後）

＝令和 18 年度の対価（改定前）［100 万円］×1.2＝120 万円

第５　入札価格及び落札価格との関係

入札価格は、事業費を構成する施設整備費、維持管理費、その他費用全ての見積価格と消費税等の合計とし、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。消費税率については、第二次審査資料及び入札書の提出時の消費税率を適用することとする。

なお、割賦手数料については、入札時には入札公告日における国債金利８年物を基準金利として算定する。なお、入札公告後すみやかに入札用の基準金利を公表する。

第６　支払額の減額措置

東北地方整備局は、事業期間にわたり、本事業の実施に関する各業務及び経営管理状況の業績等の監視を行い、「要求水準書」（入札説明書 添付２）に定められた要求水準が達成されていない場合は、支払額の減額等を行う。減額等の措置の詳細については、「業績等の監視及び改善要求措置要領」（入札説明書 添付５）によるものとする。